

岡山県私立中学高等学校 保護者会連合会会則

昭和53年12月14日制 定
昭和56年10月 1日全文改正
昭和57年 5月31日一部改正
平成10年 4月27日一部改正
平成17年12月22日一部改正
平成19年 3月28日一部改正
平成21年 3月19日一部改正
平成23年 3月17日一部改正
平成25年 3月14日一部改正
平成28年11月22日一部改正
令和5年4月1日一部改正

(名称及び事務所)

第1条 この会は、岡山県私立中学高等学校保護者会連合会（以下「連合会」という。）といい、事務所を岡山市に置く。

(目的)

第2条 連合会は、学校教育における私立学校の重要性に鑑み、私立の中学校、高等学校、中等教育学校及び関係諸団体と緊密な連携を保ち協力して私学振興につとめ、もって私立の中学校、高等学校及び中等教育学校の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 私学振興のための助言及び協力
- (2) 国及び地方公共団体の私学助成に関する対策の樹立及び推進
- (3) 教育費父母負担の適正化に関する対策の樹立及び推進
- (4) 私立中学高等学校保護者会又は、PTA等（以下「単位保護者会等」という。）との連絡提携
- (5) 機関誌の刊行
- (6) その他目的達成のため必要と認められる事業

(組織)

第4条 連合会は、県内の単位保護者会等の代表者をもって構成する。

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置き、総会において構成員の中から互選により選出する。

- (1) 会 長
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 前項第2号の副会長は、備前地区から1名及び備中・美作地区から1名を選出するものとする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を統理し、連合会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときはその仕事を代行する。

(3) 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告するとともに、必要に応じ連合会の会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とし、再任をさまたげない。

2 役員は、任期満了後においても、後任の役員が決定するまでの間は、なお、引き続きその仕事を行うものとする。

(会議)

第8条 連合会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎年度1回以上、臨時会は必要に応じ随時開催する。なお、連合会の構成員の3分の2以上から請求があったときは、臨時会を開催しなければならない。

3 総会は、構成員の過半数(委任を含む。)の出席をもって成立とする。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会には、構成員の委任により代理出席することができる。

6 役員会は、会長が特に必要と認めたとき開催する。

7 臨時急務を要するときは、総会を開催せず、役員会の決定により会務を執行することができる。この場合には、次の総会で役員会が決定した事項について承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ総会において、役員会に対して決定を委任された場合は、この限りでない。

(総会の付議事項)

第9条 次に掲げる事項は、総会に付議してその議決を経なければならない。

(1) 事業報告及び決算報告

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 分担金の決定

(4) 会則の改廃及び連合会の解散

(5) その他役員会において、総会に付議すべきものとされた事項

2 前項第3号の分担金決定の基礎は、学校割及び生徒数割とし、生徒数割の場合の生徒数は、通信制を除く在籍総人数とする。

3 第1項第5号の付議事項については、前条第4項の規定にかかわらず、構成員の3分の2以上の賛成を経なければならない。

(常任顧問及び顧問)

第10条 連合会に常任顧問及び顧問を置くことができる。

(1) 常任顧問は、岡山県私学協会(以下「協会」という。)の正副会長をもってあてる。

(2) 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。

(3) 常任顧問及び顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決には加わらない。

(経費)

第11条 連合会の運営に要する経費は、県内の単位保護者会等の負担する分担金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 特に必要のあるときは、連合会は臨時に分担金又は経費の徴収をすることができる。

(会計年度)

第12条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第13条 連合会の事務は、協会事務局で行い、事務局長は協会事務局長が兼務する。

(その他)

第14条 連合会の表彰、慶弔及び餞別に関する規程は、別に定める。

2 この会則に定めるもののほか、連合会の運営に関し必要な事項については、会長が総会にはかつて定めるものとする。

附 則

この会則は、昭和53年12月14日から施行する。

附 則

この会則は、昭和56年10月1日から施行する。(全文改正)

附 則

この会則は、昭和57年5月31日から施行する。(一部改正、第7条第2項追加)

附 則

この会則は、平成10年4月27日から施行する。(一部改正、第1条)

附 則

この会則は、平成17年12月22日から施行する。(一部改正、第1条)

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。(一部改正、第1条)

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。(一部改正、第2条)

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。(一部改正、第8条・第9条)

附 則

この会則は、平成28年11月22日から施行する。(一部改正、第1条)

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。(一部改正、第5条)